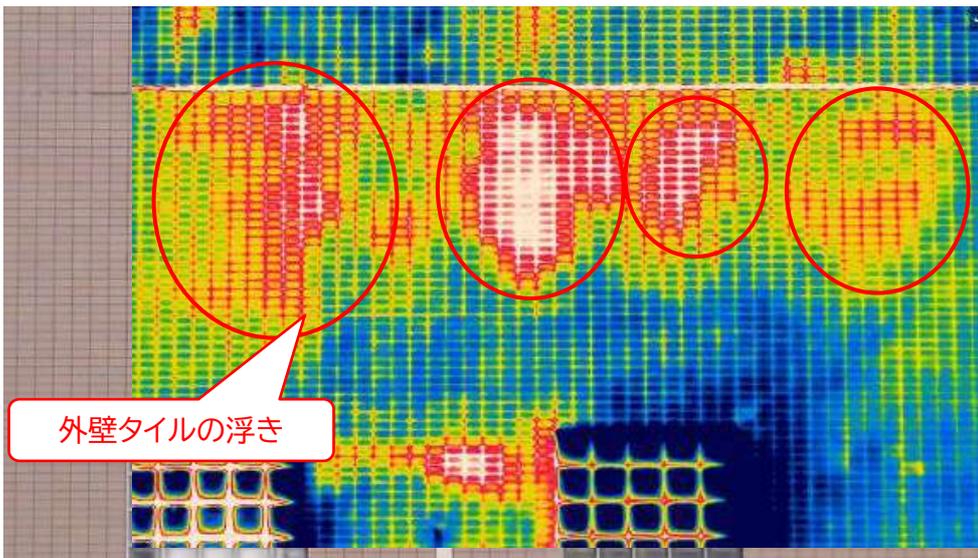


# 外壁赤外線調査～建築基準法第12条定期報告～

2008年4月1日に建築基準法第12条に基づく定期報告制度の見直しが行われ、特定建築物の外壁仕上材(タイル、モルタル塗りなど)を対象として、手の届く範囲の打診調査や目視調査で異常があった場合、及び、外壁改修等から10年を経ってから最初の定期報告調査の際に、**全面打診等**による調査を実施することが**義務付け**られました。

国土交通省診断指針で全面打診調査手法として認められている**赤外線カメラ**を適切に使用することで、従来の打診法による調査(足場設置、高所作業車、ゴンドラ使用による)より、コスト、および調査工程の縮減を図ることができます。また、**赤外線カメラ**による調査は、遠望から非接触で行うため、打診検査音の抑制や居住者へのプライバシー確保といった、調査環境に対するメリットもございます。

当社には赤外線建物診断技能師資格保有者が複数名在籍しており、事前打合せから現地調査、画像解析、報告書とりまとめまで、一貫してこの専門技術者が担当いたします。






打診法

赤外線カメラ

赤外線ドローン

外壁タイルの浮き

### 調査費用概算

RC造3階建、  
調査面積1000㎡程度の場合

<足場+打診調査>  
調査費用¥150万円～  
調査日数:3日

<ロープアクセス+打診調査>  
調査費用¥70万～  
調査日数:5日

<赤外線調査+打診調査>  
調査費用: ¥35万円～  
現地調査日数:1日

### 定期報告対象特定建築物

<p>200m超</p> <p>(一定規模の) ・劇場、観覧場 ・病院、旅館 ・飲食店、物販 など</p> <p>100m超 200m以下</p> <p>階数 3以上</p> <p>階数 1-2</p>	<p>200m超 から</p> <p>200m以下 又は</p> <p>階数2以下</p>
---	---

建築基準法別表第一に掲げる用途      事務所その他これに類する用途

● ...特定建築物  
■ ...政令指定の建築物

## ■赤外線カメラ調査における留意点

- ・日照条件の悪い北面や隣接建物側面、天候が曇っているような場合は、赤外線調査が困難となる場合がございます。
- ・モザイク柄や鏡面仕上げなど、外壁仕上材の種類によっては、対象外と判断することもございます。
- ・赤外線調査適用可否の判断がまず必要となりますので、現地検証のできる情報のご提供をお願いいたします。

## ■注意事項

- ・対象となる建築物のCAD図面等は、お客様にてご準備いただけますようお願いいたします。
- ・足場の設置や高所作業車等を利用する場合は、調査費とは別途となります。
- ・その他調査、試験に関する問い合わせは、下記担当部署までご一報お願いいたします。

その他の  
パンフレット

